										○		○
										○		21注○
										○		○
										○		21注○

に改める。

17　設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

別表第一号一(3)アの表注に次のように加える。

21　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十四号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項並びに旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

外務大臣　岡田　克也

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一中

モロッコ	モザンビーク
ディラム	メティカル
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
440	1,340
230	700
460	1,410
55	160
230	700
190	590
340	1,030
90	280
90	280
155	470
340	1,030
345	1,060
130	400
190	590
340	1,030
290	890
70	210
100	310
160	490

を

モロッコ	モーリタニア	モザンビーク
ディラム	ウギア	メティカル
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
440	15,800	1,340
230	8,300	700
460	16,700	1,410
55	1,900	160
230	8,300	700
190	6,900	590
340	12,200	1,030
90	3,300	280
90	3,300	280
155	5,600	470
340	12,200	1,030
345	12,500	1,060
130	4,700	400
190	6,900	590
340	12,200	1,030
290	10,600	890
70	2,500	210
100	3,600	310
160	5,800	490

に改める。